

平成 26 年度
西成区障がい者自立生活支援調整協議会からの
意見に対する回答
(案)

大阪市福祉局障がい者施策部

平成 26 年度 西成区障がい者自立生活支援調整協議会
からの意見事項一覧

ページ	事項番号	意見標題	担当局	担当部署
3	4	移動支援について	福祉局	障がい支援課
4	5	アルコール関連問題への専門医療機関・支援機関の拡大	健康局	こころの健康センター
5	6	酒害教室について	〃	〃
6	7	薬物関連問題に対応できる医療機関の拡大	〃	〃
7	8	発達障がいのある人への支援体制の確立	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター 障がい福祉課
8	9	地域移行支援の体制強化について	〃	障がい福祉課
9	10	刑余者支援について	〃	〃
10	11	精神障がい者の医療体制について	健康局	こころの健康センター
11	12	計画相談支援事業所の支援体制について	福祉局	障がい福祉課
12	13	痰吸引等の医療的ケアを必要とする方への支援体制について	〃	障がい支援課
13	14	地域活動支援センターについて	〃	〃
14	15	社会復帰相談指導事業(グループワーク)の実施体制について	健康局	こころの健康センター

西成区	
4. 移動支援について	
意見概要	
<p>知的・精神障がい者手帳受給者とは違い、身体障がい者は利用できる対象者が限られている。身体障がい者の中には移動困難な障がい者も多く移動支援のニーズは強い。利用者範囲の拡大を強く求める。</p> <p>一方、支援対象として社会生活上不可欠な外出及び余暇活動とあるが、通年かつ長期的にわたる外出として、通勤・通学・通所等についても認めるべきである。認められないのであれば、なぜ認めるに至らないか見解を求める。</p> <p>また、通勤等の送迎にかかる支援を行っていた主な介護者に長期にわたる入院治療等が必要となった場合、協議等により最長3ヵ月まで移動支援での送迎が可能であるが、支援者も含めこの緊急避難的な対応について知っている利用者は非常に少ない。この緊急避難的な対応についての広報等の周知も併せて意見する。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。</p> <p>通園・通学・通所など「通年かつ長期にわたる外出」については、基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能とし、通学や日中活動の継続を支援できるように努めております。</p> <p>また、この緊急避難的な対応につきましては、各区役所のみならず移動支援事業者に対しても大阪市移動支援事業者集団指導において「大阪市移動支援事業の手引き」により周知しているところであり、また、「大阪市移動支援事業の手引き」については本市ホームページに掲載しております。</p> <p>なお、移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であると考えておりますが、移動支援は、障がいのある方々にとって、地域での日常生活や社会参加を行う上で必要かつ重要な支援であることから、国に対し、ニーズに対応できる十分な財源措置等を講じるとともに、移動支援事業については地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望してまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 06-6208-8076）

西成区	
5 . アルコール関連問題への専門医療機関・支援機関の拡大	
意見概要	
<p>平成 25 年 12 月に「アルコール健康障害対策基本法」が国会で成立された。基本法は、不適切な飲酒によって引き起こされる健康問題や社会問題（以下、アルコール関連問題とする）について、国や自治体、医療関係者などの責務を初めて明記し、対策を総合的かつ計画的に推進することを宣言した。平成 26 年 6 月に施行され、国は 2 年以内に基本計画を策定、都道府県はそれをもとに地域の実情に即した推進計画を策定することが定められている。</p> <p>アルコール依存症は疾患であり、治療が必要である。アルコール関連問題のある患者は、病状や年齢によっては入院の必要な事例も多い。多量飲酒など不適切な摂取はアルコール依存症のみならず、がん、膵炎、肝機能障害などの様々な内科疾患を併発する。重症例も多く、専門医療機関への通院や入院以前に、内科治療を優先させる必要があることが少なくない。しかし、アルコール問題があることを理由に、内科医療機関で受診を断られることもしばしばあり、アルコール専門医療機関と内科医療機関の連携はまだまだ不足しているのが現状である。</p> <p>今後、基本法を踏まえ、市民の健康の向上、社会的損失の抑制のために、大阪市としてアルコール問題にどのように取り組むかについての指針を作成するよう求める。</p>	
回 答	
<p>アルコール専門医療機関は、現状では、数が限られているため通院や入院の対応に困難を要する状況にあると認識しています。また、相談支援機関や介護事業所等、地域での支援者の研修や資質の向上は重要であり、大阪市としても、酒害教室や飲酒と健康を考える会で、支援者の育成にも重点をおいた取り組みを実施しています。また、市民講座なども企画し、実施しています。「アルコール健康障害対策基本法」が平成 26 年 6 月に施行され、都道府県に対し「アルコール健康障害対策推進計画」の策定を努力義務として規定しています。今後は大阪府とも連携し、今まで以上に行政機関、専門医療機関、自助グループ等と連携を取りながらアルコール健康障がい対策を総合的に推進していくことが重要であると考えます。</p>	
担 当	健康局 健康推進部 こころの健康センター （電話 6922-8520）

西成区	
6 . 酒害教室について	
意見概要	
<p>これまでも継続されてきた酒害教室については、西成区をはじめ 12 区で開催されているが、市内 24 区の半分でしかない。また、西成区など一部の区を除いて、月 1 回のみの開催にとどまっている区が多いのが現状である。従来より、断酒会や AA などの自助グループにつなぐパイプ役も担っていた酒害教室であり、現在自助グループに定着している人の中には、酒害教室の経験者が多く、その存在意義を表している。さらに、昨今より高齢者、女性のアルコール問題が増加している中、高齢者、女性の参加しやすい昼間に開催されている社会的意義は大きい。アルコール専門医療機関の医師やメディカルスタッフを招聘しており、利用できる社会資源の限られている高齢者、女性にとって、貴重な疾病教育の場ともなっている。今後、全区での開催を行えるよう、保健師を初めとしたスタッフの体制確保を求める。</p>	
回 答	
<p>酒害教室は市内 12 区におきましてアルコール依存症の回復やその家族を対象に、アルコール関連問題についての正しい知識の普及や治療の動機づけを行い、体験談等を語り合うことによって、アルコール依存症からの回復を支援することを目的として開催しております。昼間開催の酒害教室は、多くが夜間に開催されている断酒会等より女性や身体の不自由な高齢者にとっては貴重な教育の場となっております。「アルコール健康障害対策基本法」が平成 26 年 6 月に施行されたことも踏まえ、今後は酒害教室の全区での開催等含めアルコール健康障がい対策について取り組むことが重要であると認識しております。</p>	
担 当	健康局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

西成区	
7. 薬物関連問題に対応できる医療機関の拡大	
意見概要	
<p>西成区では、薬物関連問題事例が多い。単身者のみでなく、乳幼児を持つ若い母親も多く、児童虐待問題として追跡している事例も少なくない。薬物依存症者は医療につながりまでの関わりに時間がかかり困難であるが、医療を受ける段階まで支援しても、受診できる医療機関がなければ、支援は途絶えてしまう。現在、薬物依存症者の診療を断わる医療機関は多く、専門医療機関は市内にほとんどない状況である。専門知識を持った支援者の育成、支援機関への技術支援を早急に行い、西成区または近隣区に通院に薬物問題専門医療機関を設置するよう強く求める。</p>	
回 答	
<p>薬物関連問題が社会的にも問題となり本市としても市民講座や関係者への研修を実施して広く啓発活動に努めています。また、家族支援のためのワークショップも企画開催しています。専門医による薬物相談をこころの健康センターで定期的を実施しており、専門医療機関や支援機関との連携が今後も、必要であると認識しています。</p> <p>また、大阪市、大阪府、大阪府警は、あいりん地域における覚せい剤等の薬物取引や、ごみの不法投棄など地域の発展のために解決が急がれる課題に対して、3者が協力して、地域の環境整備を強力に進めるために平成26年度からの5か年計画をとりまとめました。</p> <p>その中で、薬物依存症者本人及び家族に対する専門的ケアが必要であるため、薬物依存症者本人に対する支援専門プログラムの実施や悩みを抱える家族への支援、薬物依存症者を支援する機関の職員及び医療機関に対する専門研修を実施することで、薬物依存症者に対する専門的ケアを推進し、早期回復を図るための体制づくりを進めています。</p>	
担 当	健康局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

西成区	
8 . 発達障がいのある人への支援体制の確立	
意見概要	
<p>発達障がい者の相談が増加しているが、現状では利用できる専門医療機関・相談機関や在宅サービス・就労支援体制が、いまだ不十分である。とくに成人の発達障がい者の診断ができる医療機関は少なく、診断機能も含め支援できる機関が必要である。発達障がい者支援センターの総合的な支援の充実が望まれる。</p> <p>また、発達障がい者の中で、就労希望者は多いが、就労にはきめ細かな支援が必要である。発達障がい者の人数に比較し、就労支援は不足しており、現在の支援機関ではマンパワー不足と言わざるをえない。障がい者就労支援機関の発達障がい者専門相談員の充実と育成を早急に行うよう強く意見する。</p>	
回 答	
<p>本市では、平成18年1月に発達障がい者支援センター「エルムおおさか」を開設し、発達障がいのある方及びその家族の方への相談支援、発達支援、就労支援、啓発・研修、関係機関との連携・機関支援等に取り組んできました。</p> <p>相談支援の過程で、ご本人の希望をお聞きしながら、必要に応じて医療機関へつなぐ診断の支援を実施しています。</p> <p>また、平成25年度からは、発達障がいのある方が身近な地域で障がいの特性を踏まえた適切な支援を受けることができる地域づくりを目指して、地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・機関支援を実施する体制を強化しています。</p> <p>就労支援については、平成20年度に、障がい者就業・生活支援センターに発達障がい者就業支援コーディネーターを1名配置し、障がいの特性を踏まえたきめ細やかな就労支援を行ってきました。</p> <p>平成25年度以降は、さらにコーディネーターを1名増員し、就労を希望する発達障がい者の支援ニーズの高まりに対応するため、就労支援体制の強化を図っています。</p> <p>また、平成27年度には、市内6か所にある各地域障がい者就業・生活支援センターの就労支援員を2名から3名体制に強化することにより、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かい支援を行っています。</p> <p>平成28年度予算においても3名体制を確保し、引き続き、障がいの特性を踏まえたきめ細やかな就労支援を行ってまいります。</p>	
担 当	<p>福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課 (電話 6797-6560)</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 (電話 6208-7994)</p>

西成区	
9 地域移行支援の体制強化について	
意見概要	
<p>地域移行支援については実施から3年が経過し、課題が出てきている。単価が非常に安い日中活動系の体験を受けてくれる事業者が見つかりにくい。グループホームの体験のように日中活動系も個別給付化すべき。利用推進するのであれば利用しやすい制度設定にすることを国に進言するよう市に意見する。</p>	
回 答	
<p>日中活動系の障がい福祉サービスの体験利用につきましては、従来の地域相談支援の枠組みにおいて、体験利用加算の仕組みがあるため、この活用を呼びかけていきたいと考えておりますが、地域移行支援が個別給付化され、4年目となった現在も報酬の低さなどから利用が進んでいないため、本市では他の自治体と連携して、改善を国に要望したところです。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 6208-8081）

西成区	
10 刑余者支援について	
意見概要	
<p>平成 26 年度より、地域移行支援にて刑余者についてもその対象となったが、受刑者を地域へつなぐ退所後の支援に必要な情報が受刑中の場合、各関係機関の守秘義務により支援者へほとんど情報提供されない。その中で支援を進めていくことは難しい。地域定着支援センターが対応できない（職員の人数問題、障がい状況など）と支援がないまま地域へ出所してしまうケースも多い。また、保護観察対象になる人とならない人の支援の差がありすぎる。現在の司法の枠組みでは本来支援されるべき障がい者への支援がいきとどかない刑余者支援の問題点を国に進言することを市に意見する。</p>	
回 答	
<p>ご意見の内容につきましては、平成 27 年 8 月に本市を含む主要自治体が連名で国に対し、触法障がい者の矯正施設入所中の更生プログラムの内容や更生状況の情報など、出所後の支援に必要な情報について、保護観察所から自治体への情報提供が不十分であり、連携の強化を要望しております。今後も引き続き機会をとらえ、国に対して対応を要望してまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 6208-8081）

西成区	
11．精神障がい者の医療体制について	
意見概要	
<p>精神障がい者が他疾患治療目的で治療や入院を希望しても、その障がい特性や症状を理由に受け入れしてもらえないことがある。精神疾患がある人の受け入れ病院として大阪市民病院機構所管をはじめ公的な医療機関等が主体的に受け皿となるようその体制づくりを進めるよう意見する。</p>	
回 答	
<p>精神科合併症患者の受診・入院の受け入れに関しましては、各医療機関において状況に応じて受け入れ態勢が確保されているところと考えております。</p> <p>一方で、精神科救急医療体制の整備につきましては、大阪府及び堺市と共同で、精神科合併症の救急医療システムの運用を平成27年8月より開始いたしました。本システムでは、二次救急等で身体科治療を行う際に、精神科病院の精神科医がコンサルテーションを実施する体制を確保するとともに、二次救急等で身体的な治療を終えた方が、精神科病院にスムーズに転院できる体制を確保することとしております。</p>	
担 当	健康局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520)

西成区	
12 計画相談支援事業所の支援体制について	
意見概要	
<p>西成区をはじめとした、各区において相談支援事業所は増加しているが、障がい福祉サービスそのものについて理解をしていないなど計画相談支援の役割を果たしていない事業所もみられる。相談支援事業所の後方支援事業所として、大阪市には基幹相談支援センターが一ヶ所あるが、その具体的役割が見えにくい。大阪市として、新設の相談支援事業所に対して、質の担保をどうするかについて聞きたい。</p>	
回 答	
<p>市内の各区障がい者相談支援センターの後方支援を担っている障がい者基幹相談支援センターでは、本市で活動する相談支援専門員の資質向上の取組みの一環として、基礎研修の充実を図っております。今回のご意見をふまえ、より効果的なものとなるよう検討を進めてまいります。</p> <p>また、これと並行して、各区内の相談支援事業者の専門的な指導・助言を行っている各区障がい者相談支援センターと各区が連携し、地域の実情を踏まえた研修の実施などをご検討いただき、基幹相談支援センター研修との相乗効果による能力向上を図っていくことも重要と考えております。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 6208-8081）

西成区	
13．痰吸引等の医療的ケアを必要とする方への支援体制について	
意見概要	
<p>平成 24 年 4 月より法改正により一定の研修を修了した介護職員が痰吸引や経管栄養を行うことができるようになった。しかし、その研修を受けるにあたり費用が高額であること、または実地研修を受ける必要があるが、学校や施設にいる看護師には実地研修を受けてもらえないため、訪問看護や病院に依頼しないといけませんが、多忙のためなかなか難しい。結果として、医療的ケアを要する方の支援を行えるヘルパーを多く抱えることが極めて困難な状況となっている。医療的ケアが必要な障がい者が地域で生活出来るようにするため、重症心身障がい者の方が通う病院が積極的に実地研修の支援する体制を整えることや、研修費用の助成などを早急に進めるよう強く意見する。</p>	
回 答	
<p>本市では、平成 25 年度から重症心身障がい児者の在宅生活の支援において、医療的ケアのニーズが高いことから、医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所の充実を図るため、介護技術の向上を目的として、「大阪市重症心身障がい児者地域生活支援センター事業」にて、障がい福祉サービス事業所への研修等を実施しているところです。</p> <p>また、医療的ケアが必要な障がい児者によりよい支援の提供ができるよう、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 6208-8245）

西成区	
14. 地域活動支援センターについて	
意見概要	
<p>地域活動支援センターについては活動支援型、生活支援型があり、障がいのある方が障がい福祉サービスの申請なく気軽に通える大切な社会資源として多くの方が通所している。たとえば、活動支援型については、定期的な通所を求められる就労継続支援等のサービスについてハードルが高いと感じられる方や、65歳以上で障がいを理由とした通所を求めるも、介護保険施設では馴染めない障がい者の貴重な通所先となるなど、現在においても非常に高いニーズがある。また、生活支援型においても、精神障がいのある方にとって、引きこもりがちな方が気軽に日中過ごせる場所として、外へ出るきっかけを提供している。</p> <p>いまだに新規利用のニーズもあるにも関わらず、新規事業所の立ち上げは行われず、かつ運営委託費は非常に安価であるため、運営維持も困難となっている。このような現状を市が認識し、通所ニーズを満たすような運営事業費を市の責任として確保する必要があると考える。市としてどのように考えているか具体的見解を示していただきたい。</p>	
回 答	
<p>地域活動支援センターは、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対して、通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練及び日常生活に必要な便宜の供与等を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援の促進を図ることを目的としております。また、生活支援型においては、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援事業や福祉及び地域の社会基盤との連携のための調整、地域住民ボランティアの育成、普及啓発等を行うことにより、障がい者の社会復帰、社会参加、自立の促進を図っております。</p> <p>活動支援型、生活支援型ともに、障がい支援区分や年齢での制限がある特定の障がい福祉サービスについて利用することができない障がい者等にとって、日中の活動の場として、非常に重要な役割を担っていると認識しており、今後も引き続き、障がい者の利用ニーズ等を勘案しながら事業運営を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、活動支援型の委託にあたっては、委託期間の前月にすでに当事業を受託しており継続して事業を実施し、適切に事業を運営できると認められる法人に委託しており、委託料については、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しているところです。</p> <p>運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めております。</p> <p>また、生活支援型の委託にあたっては、今後ともセンターの支援状況等を把握するとともに、相談支援の機能が効果的に発揮されるよう考えてまいります。</p>	
担 当	福祉局障がい者施策部障がい支援課 (電話 06 - 6208 - 8245)

西成区	
15. 社会復帰相談指導事業（グループワーク）の実施体制について	
意見概要	
<p>回復途上にある精神障がい者（おもに統合失調症圏）の方を対象に、市内7区で週1回、ミーティング・スポーツ・創作活動・音楽等を行うグループワークを実施している。平成25年度までは全区で実施していたが、利用者数の減少を理由に当区での実施は廃止され、希望者は住吉区役所での事業に参加することとなった。しかし、公共機関を使用して通う負担があるためか、西成区の参加希望者は1名、平成27年6月30日現在ではその1名も定期参加を中断している。回復期とはいえ障がい特性として新しい環境へ適応することへの困難さがある場合も十分に考えられる。グループワークを全区で実施しなくなったことにより、精神障がい者への不利益はないのか、</p> <p>グループワーク実施区・不実施区それぞれにおける参加者の推移や、現在の事業実施の実情について検証して欲しい。</p>	
回 答	
<p>社会復帰相談指導事業（グループワーク）につきましては、これまで24区で展開しておりましたが、近年、精神科デイケアや障害者総合支援法における障がい福祉サービス等の地域の社会資源が整ってきたことから、参加者は減少傾向となっております。そのため、平成26年度から、事業実施場所を24区から7か所のブロックに集約化を図り、プログラムの改善やブロック内の精神保健福祉相談員が相互に協力体制をとるなど実施内容を変更いたしました。</p> <p>今後の事業実施にあたりましては、事業の実施状況及び市民ニーズ等を踏まえ、よりよい事業のあり方を検討してまいります。</p>	
担 当	健康局 健康推進部 こころの健康センター （電話 6922-8520）